

平成30年度 事業報告

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

公益社団法人 富山県バス協会

我が国経済は、平成31年1月の月例経済報告において景気拡大が戦後最長を更新したとの暫定的な見解が示されましたが、貿易摩擦、EU離脱問題等により経済の行方は不透明感が強まりつつあります。

このような状況の中、北陸新幹線開業後の観光需要は、ほぼ落ち着きを見せているものの、今後更なるインバウンド客の来訪が期待される中、引き続き外国人観光客への案内誘導等の円滑化、更には観光客のリピーター需要の喚起等、北陸新幹線開業効果を持続・発展させるべく努力が求められています。

一方バス事業では、平成29年度から開始された貸切バス事業者への巡回指導が鋭意進められています。

これまで各県バス協会に委託されていた会員事業者への巡回指導は、平成31年度からは貸切バス適正化センターが直接実施することとなります。令和3年度までに全事業者が年1回の巡回指導を受ける体制が整備されることとなっています。

富山県バス協会は、今後も引き続き会員事業者の安全輸送対策を重点に、適正な事業運営が図れるよう支援し、バス事業の発展に向けて鋭意取り組んで行くこととしています。

平成30年度の事業概要は、次のとおりであります。

事業の概要

1. 乗合バス事業

富山県内における乗合バス輸送人員は、平成29年度には10,021千人(対前年度3.02%増)と久方ぶりの一千万人を超えることとなり、平成26年度以降の漸増傾向は引き続き継続することが期待されます。

開業4年目を迎えた北陸新幹線の利用客は、前年を上回り好調を維持し、開業以降の利用客の増加により観光地への来訪者が増加し、二次交通等の利用者も増加したものと考えられます。

今後は、インバウンド需要の取り込みと観光客のリピーター需要の掘り起こしが課題と考えられます。

2. 貸切バス事業

貸切バス事業者への巡回指導を行う民間指定機関として、平成29年度に発足した貸切バス適正化センターから、会員事業者の巡回指導を受託した当バス協会は、30年度に9社9営業所を実施しました。

また、貸切バス事業の許可更新制度においては、昨年度より許可更新の審査が開始され、本年度は5社が許可更新されました。

当協会としても、事業者側の対応が後手に回らぬようこれからも注視して行く事としています。

一方、貸切バスの新たな運賃・料金制度が平成26年度から施行され、自治体・旅行者・旅客等に周知・理解を求めべく広報活動を会員事業者と共にこれまで進めてきました。貸切バスの安全確保と健全な経営基盤確立のため、更には貸切バス事業の発展のため制度を遵守することがバス事業者にも今後も引き続き求められています。

また、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」においては、平成30年度末には会員事業者16社が認定を受けることとなり、内7社は三つ星、4社は二つ星、5社が一つ星のそれぞれ認定を受けています。今後もこの取り組みを広げ、貸切バス事業の振興に生かすべく努力をしていくこととしています。

3. 運輸事業振興助成交付金事業の推進

平成30年度において運輸事業振興助成交付金を活用し、バス旅客運輸事業の振興を積極的に展開しました。

具体的な事業は、以下のとおりです。

- (1) 9月20日「バスの日」に因んだ行事として、バスのイメージアップと利用促進を図るべく「バスの日」PRティッシュを作成し、当日バスをご利用されたお客様及び関係乗車券発売窓口で配布、また富山駅前・高岡駅前バスターミナルにおいても配布いたしました。
- (2) 事業者のバス車両購入・改良、バス停留所上屋・標識改善、バス利用者用時刻表作成等、利用者利便の向上に資する施設整備等事業に助成を行いました。
- (3) 安全運行の確保に関する事業として、運転者の適性診断（初任・一般・適齢・カウンセリング）、運行管理者（基礎・一般）講習会、整備管理者選任後研修、運輸安全マネジメント研修会等の助成を実施しました。
- (4) 交通安全意識の高揚と事故防止の徹底を図ることを目的に、安全運転中央

研修所及び旅客自動車ドライバー安全運転研修所（クレフィール湖東）へ
会員事業者の運行管理者・運転者を派遣しました。

- (5) 長年に亙る運転無事故者等の優良従業員を表彰することによりその功績
を称え、運輸業務に資するべく従業員の意識向上を図りました。
- (6) 日本バス協会の中央事業である「人と環境にやさしいバス普及事業」の活
用を積極的に会員に推進し情報提供をするとともに、会員のその制度活用
に際し、所要の手続きを行いました。

4. 環境対策の推進

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、国の行う「自動
車点検整備推進運動（9月）」と、日本バス協会による「エコドライブ強化
月間（11月）」を一連の運動とし、この3か月間を「バスの環境対策強化
期間」とし環境対策に強力に取り組みました。

5. 安全輸送対策の推進

- (1) 全国交通安全運動及び交通安全県民運動並びに年末年始の輸送安全総点
検に積極的に参加することとし、本運動に際し乗合・貸切合同委員会にお
いてそれぞれ運輸支局及び警察当局より講師を招いて研修会を開催しま
した。
併せて本運動に際し、啓発活動の一環として関連ポスター・リーフレットの
配布を行いました。
- (2) 運行管理者研修の実施について自動車事故対策機構からの通知を受けて
全会員事業者に周知を図りました。
- (3) 整備管理者選任前・後研修について運輸支局からの開催通知に基づき研修
推進のための周知を図りました。
- (4) バスの車内事故防止を図るため、7月を「車内事故防止キャンペーン」期
間として取り組みました。
- (5) 秋の全国交通安全運動期間中に併行実施される「飲酒運転防止週間」を
会員事業者に周知し、飲酒運転撲滅運動を展開しました。
- (6) 新春を迎え無事故意識高揚を図るべく、富山運輸支局及び富山県警から講
師を招き研修会（新春懇談会）を開催し、併せて、働き方改革への対応と
して厚生労働省による委託事業「労働契約等解説セミナー」を実施しまし
た。
- (7) 富山県の消防・防災研修施設である四季防災館を活用して防災・救急救命
研修会を開催し、防災座学、地震体験、消火訓練、煙火災体験、AEDを
活用した救命訓練等（平成30年12月、全7回、144名参加）を実施

しました。

- (8) 「安全教育研修会」を開催（平成31年2月～3月、全10回、174名参加）。自動車事故対策機構・富山県防災危機管理課原子力安全担当より講師を招いて講義。また、「より良い睡眠のとり方」をテーマに睡眠時無呼吸症候群等に対する理解を深め、今後の生活習慣に生かすべく積極的に研修に取り組みました。

6. 広報活動の推進

- (1) ホームページにより、富山県バス協会の活動を適宜紹介するとともに、特に交通安全運動を積極的に推進すべく広報活動を展開致しました。また、バス協会の定款及び平成29年度事業報告書・収支決算書・平成30年度事業計画書・収支予算書等関係事項を掲載しました。
- (2) バス運転者不足問題への対応として、バス運転者イメージアップポスター掲出事業（路線バス・電車・鉄道駅等）第5弾を実施しました。

7. 労働問題への対応

- (1) 平成31年春季労使交渉について、円滑な交渉を図るため日本バス協会からの関連情報を収集し提供しました。
- (2) バス運転者不足問題を解消すべく北陸信越運輸局管内において官民一体で組織する「バス運転者確保対策会議」にて、意見・提言を行いました。
- (3) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」及び労働関係法令等の周知を図るべく、行政当局の指導を仰ぎながら遵守のための取り組みを進めました。
- (4) 日本バス協会の「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、令和6年度からの適用が予定されている自動車運転業務における残業の上限規制と、将来的には一般則の規制水準に向けた事業者の取り組みにつき周知・啓発しました。

8. その他

- (1) 平成31年度税制改正及びバス事業関連事項の要望等について日本バス協会を中心として関係政党及び関係省庁並びに地方自治体等に要望書を提出しました。
- (2) ハイペースで訪日外国人旅行客数が伸びる中、万全な受け入れ態勢を調える上での現状と課題を把握・共有し、必要な手立てを迅速に講じるべく、北陸信越運輸局管内において官民合同による「観光ビジョン推進北陸信越

ブロック戦略会議」にて意見・提言を行いました。

- (3) 日本バス協会の「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」では、訪日外国人観光客を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの実現を目指し、バス事業におけるハード・ソフト両面に互る施策が盛り込まれており、会員事業者に周知・啓発しました。
- (4) 県内各市町村の地域公共交通会議に出席し、各地域の交通計画等その動向と情報の把握に努め、意見・提言を行いました。

平成30年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので付属明細書は作成しません。